



岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

岐阜市長

柴橋 正道

岐阜市規則第47号

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年岐阜市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例別表第1の事務)</p> <p>第2条 <u>条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</u></p> <p>(1) <u>準公営住宅（岐阜市営住宅管理条例（平成3年岐阜市条例第24号）第2条第1号イに規定する準公営住宅をいう。以下同じ。）</u> <u>次に掲げる事務</u></p> <p><u>ア 岐阜市営住宅管理条例第6条第1項の</u></p>	<p>(条例別表第1の事務)</p> <p>第2条 <u>条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて実施する保護の実施に関する事務</u></p>

規定による入居の申込みの受理、その
申込みに係る事実についての審査又は
その申込みに対する応答に関する事務

イ 岐阜市営住宅管理条例第8条第3項
（同条例第16条第3項において準用す
る場合を含む。）の規定による敷金若
しくは同条例第9条（同条例第33条第3
項において準用する場合を含む。）の
規定による家賃の減免若しくは徴収猶
予の申請の受理、その申請に係る事実
についての審査又はその申請に対する
応答に関する事務

ウ 岐阜市営住宅管理条例第10条第1項
の規定による家賃の徴収に関する事務

エ 岐阜市営住宅管理条例第11条第1項
の規定による敷金の徴収又は同条第3
項の規定による敷金の還付に関する事
務

オ 岐阜市営住宅管理条例第14条第1項
ただし書（同項第4号に該当する場合
に限る。）の規定による許可若しくは
同条例第16条第1項の規定による承認
の申請の受理、その申請に係る事実
についての審査又はその申請に対する
応答に関する事務

カ 岐阜市営住宅管理条例第15条の規定
による入居すべき準公営住宅の変更又
は交換の申請の受理、その申請に係る
事実についての審査又はその申請に対
する応答に関する事務

キ 岐阜市営住宅管理条例第20条第1項
の規定による明渡しの届出の受理、そ
の届出に係る事実についての審査又は
その届出に対する応答に関する事務

ク 岐阜市営住宅管理条例第21条第1項

又は第34条第1項の規定による明渡し
の請求に関する事務

ケ 岐阜市営住宅管理条例第27条第1項
の規定による家賃の決定に関する事務

コ 岐阜市営住宅管理条例第29条第1項
の規定による収入の申告の受理、その
申告に係る事実についての審査又はそ
の申告に対する応答に関する事務

サ 岐阜市営住宅管理条例第34条第3項
の規定による明渡しに係る期限の延長
の申出の受理、その申出に係る事実
についての審査又はその申出に対する
応答に関する事務

シ 岐阜市営住宅管理条例第34条の2第1
項の規定による家賃の決定又は同条第
2項の規定による金銭の徴収に関する
事務

ス 岐阜市営住宅管理条例第35条第1項
の規定による収入状況の報告の請求等
に関する事務

(2) 市単住宅（岐阜市営住宅管理条例第2
条第2号アに規定する市単住宅をいう。
以下同じ。）又は建替推進住宅（同号イ
に規定する建替推進住宅をいう。以下同
じ。） 次に掲げる事務

ア 岐阜市営住宅管理条例第6条第1項の
規定による入居の申込みの受理、その
申込みに係る事実についての審査又は
その申込みに対する応答に関する事務

イ 岐阜市営住宅管理条例第21条第1項
の規定による明渡しに関する事務

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じ
て実施する保護の開始若しくは同条第9
項の規定に準じて実施する保護の変更の
申請の受理、その申請に係る事項につい
ての審査又はその申請に対する応答に関
する事務

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じ
て実施する職権による保護の開始又は同

条第2項の規定に準じて実施する職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて実施する保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて実施する資料の提供等の求めに関する事務

(6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて実施する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて実施する進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて実施する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

(9) 生活保護法第63条の規定に準じて実施する保護に要する費用の返還に関する事務

(10) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて実施する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて実施する徴収金の徴収を含む。第25条において同じ。）に関する事務

2 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

(1) 準公営住宅（岐阜市営住宅管理条例（平成3年岐阜市条例第24号）第2条第1号イに規定する準公営住宅をいう。以下

同じ。) 次に掲げる事務

ア 岐阜市営住宅管理条例第6条第1項の規定による入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

イ 岐阜市営住宅管理条例第8条第3項（同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による敷金若しくは同条例第9条（同条例第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ウ 岐阜市営住宅管理条例第10条第1項の規定による家賃の徴収に関する事務

エ 岐阜市営住宅管理条例第11条第1項の規定による敷金の徴収又は同条第3項の規定による敷金の還付に関する事務

オ 岐阜市営住宅管理条例第14条第1項ただし書（同項第4号に該当する場合に限る。）の規定による許可若しくは同条例第16条第1項の規定による承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

カ 岐阜市営住宅管理条例第15条の規定による入居すべき準公営住宅の変更又は交換の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

キ 岐阜市営住宅管理条例第20条第1項の規定による明渡しの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は

その届出に対する応答に関する事務

ク 岐阜市営住宅管理条例第21条第1項
又は第34条第1項の規定による明渡し
の請求に関する事務

ケ 岐阜市営住宅管理条例第27条第1項
の規定による家賃の決定に関する事務

コ 岐阜市営住宅管理条例第29条第1項
の規定による収入の申告の受理、その
申告に係る事実についての審査又はそ
の申告に対する応答に関する事務

サ 岐阜市営住宅管理条例第34条第3項
の規定による明渡しに係る期限の延長
の申出の受理、その申出に係る事実
についての審査又はその申出に対する
応答に関する事務

シ 岐阜市営住宅管理条例第34条の2第1
項の規定による家賃の決定又は同条第
2項の規定による金銭の徴収に関する
事務

ス 岐阜市営住宅管理条例第35条第1項
の規定による収入状況の報告の請求等
に関する事務

(2) 市単住宅（岐阜市営住宅管理条例第2
条第2号アに規定する市単住宅をいう。
以下同じ。）又は建替推進住宅（同号イ
に規定する建替推進住宅をいう。以下同
じ。） 次に掲げる事務

ア 岐阜市営住宅管理条例第6条第1項の
規定による入居の申込みの受理、その
申込みに係る事実についての審査又は
その申込みに対する応答に関する事務

イ 岐阜市営住宅管理条例第21条第1項
の規定による明渡しの請求に関する事
務

(条例別表第2の1の項の事務及び情報)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第19条の3第3項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）若しくは医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イに規定する医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて実施する保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて実施する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて実施する保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて実施する職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて実施する職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて実施する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護措置関係情報」という。）

(2)・(3) (略)

(条例別表第2の1の項の事務及び情報)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第19条の3第3項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）若しくは医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イに規定する医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて実施する保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて実施する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて実施する保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて実施する職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて実施する職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて実施する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護措置関係情報」という。）

(2)・(3) (略)

(4) 児童福祉法第56条第2項の規定による費用（同法第50条第5号に規定する費用に限る。）の徴収に関する事務 児童福祉法第20条第1項の規定により療育の給

付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活保護措置関係情報

(条例別表第2の5の項の事務及び情報)

第7条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）

イ 要保護者等に係る固定資産税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第2号に掲げる固定資産税をいう。以下同じ。）又は軽自動車税の種別割（同法第442条第2号に掲げる種別割をいう。以下同じ。）若しくは地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた軽自動車税に関する情報

(条例別表第2の5の項の事務及び情報)

第7条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る固定資産税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第2号に掲げる固定資産税をいう。以下同じ。）又は軽自動車税（同項第3号に掲げる軽自動車税をいう。以下同じ。）、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和元年度分までの軽自動車税若しくは地方税法等の一部を改正

する法律（令和8年法律第2号。以下「令和8年地方税法等改正法」という。）附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた令和7年度以前の軽自動車税の種別割に関する情報

イ～エ （略）

(2)～(6) （略）

（条例別表第2の6の項の事務及び情報）

第8条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1)～(6) （略）

(7) 地方税法第456条の規定による軽自動車税の減免、平成28年地方税法等改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成28年地方税法等改正法第2条の規定による改正前の地方税法第454条の規定による令和元年度分までの軽自動車税の減免又は令和8年地方税法等改正法附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた令和8年地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第463条の23の令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割の減免に関する事務 前号に掲げる情報

（条例別表第2の7の項の事務及び情報）

第9条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

ウ～オ （略）

(2)～(6) （略）

（条例別表第2の6の項の事務及び情報）

第8条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1)～(6) （略）

(7) 地方税法第463条の23の規定による軽自動車税の種別割の減免に関する事務及び平成28年地方税法等改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成28年地方税法等改正法第2条の規定による改正前の地方税法第454条の規定による軽自動車税の減免に関する事務 前号に掲げる情報

（条例別表第2の7の項の事務及び情報）

第9条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法第27条第5項の規定による承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅の入居者又は同居者に係る生活保護措置関係情報

(2) 岐阜市営住宅管理条例第10条第1項の

(1) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免又は同法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅の入居者又は同居者に係る生活保護措置関係情報

(2) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金その他の金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 公営住宅法第25条第1項の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同項の規定による入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る生活保護措置関係情報

(4) 公営住宅法第27条第5項の規定による承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る生活保護措置関係情報

(5) 公営住宅法第27条第6項の規定による承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 公営住宅法第29条第8項の規定による明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(7) 公営住宅法第32条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報

(8) 岐阜市営住宅管理条例第10条第1項の

規定による家賃の徴収に関する事務 前号に掲げる情報

(3)～(5) (略)

(条例別表第2の8の項の事務及び情報)

第10条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1)～(5) (略)

(6) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条の規定による被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項の規定による被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に係る被保険者の資格に関する情報

規定による家賃の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

(9)～(11) (略)

(条例別表第2の8の項の事務及び情報)

第10条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1)～(5) (略)

(6) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条の規定による被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項の規定による被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に係る被保険者の資格に関する情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護措置関係情報

(7)・(8) (略)

(条例別表第2の9の項の事務及び情報)

第11条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(7)・(8) (略)

(条例別表第2の9の項の事務及び情報)

第11条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 改良住宅の入居者又は同居者に係る生活保護措置関係情報

(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の規定による家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の規定による入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務 入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る生活保護措置関係情報

(4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に

(1) 岐阜市営住宅管理条例第10条第1項の規定による家賃の徴収に関する事務 改良住宅の入居者又は同居者に係る生活保護措置関係情報

(2)・(3) (略)

第13条 削除

第15条 削除

関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の規定による割増賃料の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

(7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の規定による割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(8) 岐阜市営住宅管理条例第10条第1項の規定による家賃の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

(9)・(10) (略)

(条例別表第2の11の項の事務及び情報)

第13条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の規定による便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の11の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る生活保護措置関係情報とする。

(条例別表第2の13の項の事務及び情報)

第15条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条の4第1項の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務とし、同表の13の項の規則で定める情報

(条例別表第2の15の項の事務及び情報)

第17条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の規定による支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の規定による支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第1項の規定による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第3項の規定による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報

は、同法第20条に規定する措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る生活保護措置関係情報とする。

(条例別表第2の15の項の事務及び情報)

第17条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の規定による支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の規定による支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第1項の規定による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第3項の規定による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の規定による支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の規定による支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第1項の規定による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第3項の規定による支援給付及び

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の規定による支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の規定による支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第1項の規定による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第3項の規定による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る固定資産税又は軽自動車税、平成28年地方税法等改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和元年度分までの軽自動車税若しくは令和8年地方税法等改正法附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた令和7年度以前の軽自動車税の種別割に関する情報

イ・ウ （略）

エ （略）

(2)～(5) （略）

(6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並

平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る身体障害者手帳関係情報

イ 要支援者等に係る固定資産税又は軽自動車税の種別割若しくは平成28年地方税法等改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた軽自動車税に関する情報

ウ・エ （略）

オ 要支援者等に係る生活保護措置関係情報

カ （略）

(2)～(5) （略）

(6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並

びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の規定による徴収金の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

(条例別表第2の16の項の事務及び情報)

第18条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護措置関係情報

(2)～(4) (略)

(5) 介護保険法第129条第2項の規定による保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる者に係る生活保護措置関係情報

(6)・(7) (略)

(8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出

びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

(条例別表第2の16の項の事務及び情報)

第18条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護措置関係情報

(2)～(4) (略)

(5) 介護保険法第129条第2項の規定による保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該保険料を課せられる者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 当該保険料を課せられる者に係る生活保護措置関係情報

(6)・(7) (略)

(8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げ

を行う者に係る生活保護措置関係情報

(9)・(10) (略)

る情報

ア 当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 当該届出を行う者に係る生活保護措置関係情報

(9)・(10) (略)

(条例別表第2の19の項の事務及び情報)

第21条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項に規定する子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 同法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護措置関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第1項に規定する教育・保育給付認定の変更に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項に規定する職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の規定による教育・保育給付認定の取消しに関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項に規定する子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する事務 同法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子ど

もと同一の世帯に属する者に係る生活保護措置関係情報

(6) 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(7) 子ども・子育て支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定の変更に
関する事務 第5号に掲げる情報

(8) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項に規定する職権による施設等利用給付認定の変更に
関する事務 第5号に掲げる情報

(9) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定による施設等利用給付認定の取消し
に関する事務 第5号に掲げる情報

第22条 削除

第21条及び第22条 削除

(条例別表第2の23の項の事務及び情報)

第25条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて実施する保護の実施に関する事務 次
に掲げる情報

(条例別表第2の23の項の事務及び情報)

第25条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて実施する保護の実施に関する事務 次
に掲げる情報

ア 現に保護を必要とする状態にある外国人又は保護を受けていた外国人（以下「要保護外国人等」という。）に係る住民票に記載されている情報

イ 要保護外国人等に係る児童福祉法第19条の2第1項の規定による小児慢性特

ア 現に保護を必要とする状態にある外国人又は保護を受けていた外国人（以下「要保護外国人等」という。）に係る固定資産税又は軽自動車税、平成28年地方税法等改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和元年度分までの軽自動車税若しくは令和8年地方税法等改正法附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた令和7年度以前の軽自動車税の種別割に関する情報

イ （略）

定疾病医療費の支給又は同法第20条第1項の規定による療育の給付に関する情報

ウ 要保護外国人等に係る身体障害者手帳関係情報

エ 要保護外国人等に係る市民税、固定資産税又は軽自動車税の種別割若しくは平成28年地方税法等改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた軽自動車税に関する情報

オ （略）

カ 要保護外国人等に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

キ 要保護外国人等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報

ク 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の規定による資金の貸付け又は同法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する給付金の支給に関する情報

ケ 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給

に関する情報

コ 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条に規定する障害児福祉手当、同法第26条の2に規定する特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報

サ 要保護外国人等に係る母子保健法第20条第1項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

シ 要保護外国人等に係る児童手当法第8条第1項（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当の支給又は旧児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報

ス 要保護外国人等に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報

セ 要保護外国人等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ソ 要保護外国人等に係る介護保険法第18条に規定する保険給付の支給に関する情報

タ （略）

チ 要保護外国人等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援

ウ （略）

<p>エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて実施する徴収金の徴収 (<u>同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて実施する徴収金の徴収を含む。</u>) に関する事務 第1号に掲げる情報</p>	<p><u>給付の支給に関する情報</u></p> <p>ヅ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて実施する徴収金の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。